

お知らせの見える方

内=内容 日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 費=費用 申=申込 問=問い合わせ先 (先着)=先着順 (抽選)=多数時抽選  
 ☎=電話 FAX=ファクス E=Eメール CC=市コールセンター(10分) HP=ホームページ(10分)に詳しい内容を掲載しているもの

広告

**8月1日(月)は、固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限です**

納税に関するご相談は市税事務所納税課(下表)へ

■**軽自動車税**  
 被災した自動車に代わる軽自動車を取得した場合など、平成25年度分まで非課税となります。

■**固定資産税・都市計画税**  
 被災した住宅用地に代わる土地を平成32年度末までに取得した場合、被災住宅用地の面積相当分を、取得後3年度分までは住宅用地とみなし、税額が軽減されます。また、被災した家屋に代わる家屋を32年度末までに取得した場合、被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分が2分の1、その後の2年度分が3分の1減額となります。

■問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	電話番号	
		納税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3913	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8 イースト平岸)	824-3913	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1 コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3918

問 税制課(21)2282、HP  
 木曜は夜間納税相談日  
 市税事務所では、毎週木曜日に午後8時まで、納税相談を行っています。

問 納税指導課(21)2292  
 耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額  
 昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、30万円以上の耐震改修工事を行うなど、一定の要件を満たす場合には、翌年度以降の固定資産税が一

国民健康保険  
 高年齢受給者証の送付  
 国保に加入している昭和11年8月2日～16年8月1日生まれの方には、8月1日(月)から使用する高年齢受給者証を、7月下旬に送付します。  
 昭和16年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生月(1日生まれの方は誕生月の前月)中に受給者証をお送りします。

△保険料が決まりました  
 1年間の保険料は、右下表の①～⑨の合計となり、最高の



定期間減額されます。工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

問 市税事務所(左上表)の固定資産税課

■23年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×10.50%	④各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.74%	⑦40歳～64歳の各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.79%
均等割額(人数割額)	②17,630円×加入者数	⑤4,640円×加入者数	⑧5,310円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額(世帯割額)	③1世帯当たり28,630円	⑥1世帯当たり7,540円	⑨1世帯当たり6,560円
最高限度額	⑩51万円	⑪14万円	⑫12万円

△**高額療養費限度額適用認定証**などの交付  
 入院時に医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代などの減額認定を兼ねた限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。保険証を持参して申請願います。

問 国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方。

問 区役所(1階)の保険年金課

国民年金  
 △**保険料免除のご相談**  
 第1号被保険者(強制加入者)で保険料を納めることが困難な方は、一定の要件を満たす場合、申請により保険料が免除される制度があります。また、20代の方には、申請により保険料を後払いにできる若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。

持参するもの  
 年金手帳か納付案内書、印鑑(シヤチハタ不可)、前年の所得を確認できるもの、離職した方は離職票または雇用保険受給資格者証。

問 区役所(1階)の保険年金課

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**後期高齢者医療制度**

△新しい保険証の送付▽

新しい保険証を7月末までに送付しますので、古い保険証は裁断し破棄願います。8月からの医療機関での窓口負担割合は平成22年中の所得に基づきます。負担割合が変わる方は新しい保険証に7月以前の割合も記載されます。

△3割負担になる方▽

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上ある方がいる場合、医療機関での窓口負担は3割になります。ただし、左表に該当する方はお住まいの区の区役所保険年金課へ申請すると、翌月から1割負担になります。

■基準収入額適用申請

同一世帯の被保険者数	要件
1人のみ	被保険者本人の収入が383万円未満 同一世帯の70歳～74歳の方と被保険者の収入の合計が520万円未満
2人以上	被保険者全員の収入の合計が520万円未満

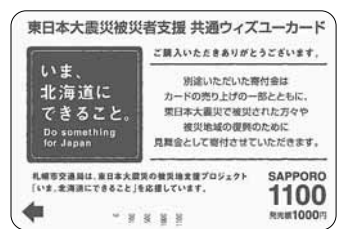
△減額認定証の交付▽

入院時に医療費の自己負担限度額などが減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、申請により交付しています。対象は市民税非課税世帯に属する被保険者です。また、有効期限が7月31日(日)までの減額認定証があり、

23年度も非課税世帯と確認できる方には、新しい減額認定証を新しい保険証と同じ封筒で、7月末までに送付します。確認できない場合は、所得申告とともに申請が必要です。問 区役所(1階)の保険年金課



**東日本大震災被災者支援  
共通ウィズユーカードの発売**



売り上げの一部寄付します。問 千50円、3千枚 7月22日(金)から販売。

問 地下鉄駅定期券発売所。

問 営業企画課(896) 2724

市債(10年満期)のご購入を

募集期間証券会社は8月5日(金)～24日(水)、銀行は8月8日(月)～24日(水)。利率は8月5日(金)正午ごろ決定予定。

元金償還10年後。利子の支払いは年2回。

問 取扱証券会社・銀行へ(1万円単位)。

問 市コールセンター(222) 4894

1等・前後賞合わせて  
**サマージャンボ3億円  
&  
2000万サマー  
同時発売!**  
発売期間 **7/11(月)～29(金)**  
宝くじの収益金は、学校や公園の整備など私たちの身近な暮らしに役立てられています。  
問 総務資金課(211-2216、HP)

**住基カードのご利用を**

身分証明書として利用できる住民基本台帳カードを、市役所2階戸籍住民課にて500円で発行しています。申請に必要な書類などについては、お問い合わせください。

問 市コールセンター(222) 4894

**オンブズマン制度のご利用を**

市政に関する苦情を公正中立に審査します。22年度の活動状況報告書(10周年特集号)を配布中です。

問 市役所15階オンブズマン室、区役所など。

問 オンブズマン室(211) 3733、HP

**市立高等学校合同説明会**

問 7月27日(水)。啓北商業 午前9時40分～10時20分、藻岩 午前10時35分～11時15分、平岸 午前11時30分～午後0時10分、清田 午後0時25分～1時5分、旭丘 午後1時20分～2時、開成 午後2時15分～2時55分、新川 午後

3時10分～3時50分、大通 午後4時5分～4時45分。

問 市民ホール(中央区北1西1)。各校千500人程度。

問 7月11日(月)から。(先着)

問 申込先問企画担当(211) 3838、HP

**消防学校オープンキャンパス**

問 火災実験、はしご車・屈折車体験搭乗など。8月5日(金)午前9時30分～午後1時。

問 消防学校(西区八軒10西13) (616) 2262、HP

**まちづくり活動の  
助成事業を募集**

募集事業 来年3月末までに終了する総額20万円以上の事業。助成額 1事業(1団体)につき事業額の2分の1まで(上限あり)。

問 さぼーとほっと基金の登録団体。

問 区役所などで配布する応募用紙を7月15日(金)(必着)までに持参、送付。選考あり。

必要書類はHPからも入手可。

問 市民活動促進担当(211) 2964、HP

**22年度食品衛生  
監視指導計画の結果公表**

問 結果を掲載した冊子を配布。

問 7月11日(月)から。保健所食の安全推進課、区役所など。

問 食の安全推進課(622) 5170、HP

**災害弔慰金・  
災害障害見舞金**

東日本大震災が発生した当時札幌市内に住所を有していた方で、震災により死亡した方のご遺族が重度の障がいを受けた方を対象に支給します。手続きには被災証明書などが必要です。問 区役所(1階)の保健福祉課

**22年度パブリックコメント  
手続きの実施状況の公表**

パブリックコメント(政策案への意見募集)の実施状況をまとめた資料を配布中です。問 区役所。

問 法制課(211) 2164、HP

**自転車利用総合計画の  
計画書を配布中**

問 区役所、区民センターなど。

問 交通計画課(211) 2275、HP

**節電にチャレンジする  
モニター世帯を募集**

問 8月から3カ月間で消費電力前年比マイナス15%を達成した世帯には、ウィズユーカード(500円分)を進呈。

問 500世帯。

問 7月11日(月)から市コールセンター(222) 4894へ。(先着)